

公共施設太陽光発電導入調査委託
公募型プロポーザル募集要領

令和4年4月

所沢市環境クリーン部

公共施設太陽光発電導入調査委託公募型プロポーザル募集要領

1. 事業目的

国の「地域脱炭素ロードマップ」において 2030 年に公共建築物等の約 50%に、2040 年に 100%の太陽光発電設置を目指すことが明記されたことを踏まえ、ゼロカーボンシティの実現に向けた公共施設への更なる太陽光発電設備の導入を進めることを目的に、一定規模以上の太陽光発電設備が未設置の公共施設を対象とした導入に係る調査を行うものである。その調査にあたり、専門的な知識を有し、最も優れた事業者候補を選定するため、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

2. 事業概要

- (1) 事業名 公共施設太陽光発電導入調査委託
- (2) 調査業務内容 別紙「公共施設太陽光発電導入調査委託公募型プロポーザル仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりに。
- (3) 履行期限 契約締結日から令和 5 年 2 月 2 0 日 (月) までとする。
- (4) 発注者 所沢市長
- (5) 担当部署 所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課
- (6) 実施形式 公募型プロポーザル方式

なお、本事業は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業)」の活用を想定している。

3. 見積限度額

14,300,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とする。

4. 応募資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たしていることを要件とする。

なお、本プロポーザルへの参加にあたっては、他社と企業体を組んで共同提案をすることができる。共同提案する場合は、(3)の各項は全構成事業者の要件とする。

- (1) 日本国内に本社を有すること。
- (2) 過去 5 年間に再エネ導入に関わる類似業務を実施した実績、及び再エネ導入構築の実績を有していること。
- (3) 応募者の法人(参加者が連合体である場合は、その構成員のすべての法人)は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない法人とする。
 - ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

- ② 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けている者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（更生計画認可の決定がなされた場合を除く。）
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者（再生計画認可の決定がなされた場合を除く。）
- ⑤ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをなし又は申立てがなされている者
- ⑥ 清算中の株式会社である事業者については、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされた者
- ⑦ 手形交換所による取引停止処分を受けている者
- ⑧ 消費税、地方消費税、法人税及び法人市民税（ただし、所沢市内に営業所を有する場合等に限る。）について未納がある者
- ⑨ 次に該当する者
 - ア 役員等が暴力団員（所沢市暴力団排除条例（平成24年所沢市条例第32号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
 - イ 暴力団（所沢市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

5. スケジュール

項目	日程
公募及び質問受付開始	令和4年4月12日（火）
質問受付締切	令和4年4月18日（月）正午
質問回答	令和4年4月20日（水）
参加申込の受付締切	令和4年4月22日（金）午後5時15分
企画提案書等の提出期限	令和4年5月12日（木）午後5時15分
審査（プレゼンテーション）	令和4年5月18日（水）予定
審査結果通知書の発送	令和4年5月20日（金）予定
契約締結	令和4年7月下旬 予定 ※環境省補助金の交付決定後

6. 質問書の提出について

企画提案書の作成にあたり、質疑がある場合は、質問書に質問内容を記載し、下記のとおり電子メールで質問するものとする。

- (1) 期限 令和4年4月18日（月）正午
- (2) 方法 電子メール（表題に「プロポーザル質問書」と明記。）に質問書（様式2）を添付して、6（4）に送信。（電話で到達確認をすること。）
- (3) 回答日時 令和4年4月20日（水）
所沢市ホームページ：<http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>に掲載
※期間を過ぎた質疑等、本方法によらない質疑には回答できない。

なお、説明会は開催しないこととする。

7. 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加申込書（様式1）」を以下の期限までに提出すること。

- (1) 提出書類 プロポーザル参加申込書（様式1）
- (2) 提出期限 令和4年4月22日（水）午後5時15分まで
（郵送の場合は必着とする。）
- (3) 提出方法 社印等を押印した原本を持参または郵送で提出すること。
- (4) 提出先 埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
所沢市 環境クリーン部マチごとエコタウン推進課
電子メール：a9133@city.tokorozawa.lg.jp
TEL：04-2998-9133 FAX：04-2998-9394

8. 企画提案書等の提出

- (1) 提出書類
 - ① 実施体制
業務従事者、指揮系統、業務従事者経歴（A4用紙、様式は自由）
 - ② 業務実績
応募者業務実績（A4用紙、様式は自由）
 - ③ 企画提案書
（A4用紙、様式は自由、図や写真等の挿入可。）
 - ④ 見積書
業務に係る経費の見積書を提出すること。
（A4用紙、様式は自由）
 - ⑤ ①～④のデータを保存した電子媒体（DVD-Rまたは、CD-R）
- (3) 企画提案書作成要領
 - ① 仕様書及び「9. 審査（2）審査における評価のポイント」を踏まえ、企画提案書を作成すること。
 - ② 表紙は、「企画提案書表紙（様式4）」を使用すること。

- ③ できる限り平易な表現（図表などを含む。）で作成すること。
- ④ 環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の実施要領、公募要領、QA等を熟読し、要件等に準拠した提案とすること。
- ⑤ その他、仕様書に示す本市の要求事項に固執することなく、企画提案者の知識、経験等を活用し、本業務の成果が最大限になるよう企画の提案に努めること。

(4) 提出期限

令和4年5月12日（木）午後5時15分（郵送の場合は必着とする。）

(5) 提出方法・提出場所

応募書類は、所沢市環境クリーン部マチごとエコタウン推進課まで電話連絡のうえ、郵送又は直接持参すること。

提出時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(6) 提出部数

10部（正本1部 副本9部。見積書は正本1部を別途提出し、応募書類には写しを添付すること。）

なお、応募書類は、選定審査事務以外の目的には使用しない。また、応募書類は返却しない。

9. 審査

本要領に定める事項を満たした事業者について、公共施設太陽光発電導入調査委託事業者選定委員会において企画提案書等の審査を行い、優秀提案者を契約の相手方の候補者として選定する。

(1) プレゼンテーション

実施日：令和4年5月18日（水）予定

実施場所：所沢市役所 本庁舎 7階 701会議室

実施方法：企画提案内容に関するプレゼン（20分以内）、委員による質疑（15分程度）※参加人数は3名（業務実担当者を含む。）以内とし、提案事業者のみとします。

注意事項：審査は事業者ごとに行い、非公開とする。

パソコンを使用する場合は、事業者が持参すること。（プロジェクター及びスクリーンは事務局が用意する。）

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、上記日程での事業実施が困難な場合は、提案事業者と相談のうえ柔軟に対応する。

備考：プレゼンテーション審査に係る説明順位、時間等の詳細については、別途通知する。

(2) 審査における評価のポイント

評価事項及び評価点数等については、以下の事項を踏まえ、公共施設太陽光発電導入調査委託事業者選定委員会において決定する。

- ① 業務遂行力

ア 経営状況

- ・経営が安定しており、事業を継続的・安定的に行うことが可能であり、資金計画は適正であるか

イ 実施体制

- ・業務を遂行するに当たり、確実に実施される十分な人員が確保されているか。
- ・指揮系統が明確であり、円滑な業務運営がなされるか。
- ・太陽光発電設備に関する知識の豊富な人員、及び、その他業務に必要な経験、能力を持った人員が配置されているか。
- ・太陽光発電設備に関する情報収集能力があるか。

② 業務実績

ア 本業務と同等又は類似の調査業務を実施した業務経験があるか。

イ 応募者が太陽光発電設備の導入又は導入支援を実施した業務経験があるか。

③ 企画提案書

企画提案書に基づき、本受託業務への企画内容を評価する。

ア 提案内容

- ・調査の目的に沿った提案となっているか。
- ・公共施設の特性や地域の状況を踏まえた提案となっているか。
- ・調査方法等について独自性のある提案となっているか。
- ・太陽光発電設備の設置に係る躯体への影響等について具体性のある調査方法や人員体制となっているか。

イ 資料作成能力・プレゼンテーション能力

- ・提案された企画提案書の内容（分かりやすさ、構成等）が適切か。

④ その他

ア 受託候補者の利点、取組姿勢、信頼性など

イ 見積金額

(3) 審査結果

最終審査結果は、5月20日（金）午後5時までにメール又は電話で連絡し、個別に書面で通知する。併せて、本市ホームページにも掲載する。なお、審査内容並びに審査結果に関する質問及び異議申し立ては受付ない。

10. 失格事項

次の各号に該当するときは、失格とする。

- ① 「4. 応募資格要件」に掲げる資格のない者が応募書類を提出した場合。
- ② 応募書類に虚偽の内容が記載されていた場合。
- ③ 提案内容が本要領の要件を満たさない場合。

11. 契約の締結

(1) 委託者は、選定された候補者を本事業に係る随意契約の見積書の徴取相手とし契約交渉を行う。この際、委託者は提案内容を尊重しながら、仕様書の詳細について

ては協議し、一部内容の変更を求めることがある。

(2) 選定された候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者を見積書の徴取相手とする。

(3) 選定された候補者が、企画提案書等の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体の指名停止を受けた場合、その者については契約を行わないことがある。

12. 著作権及び提出書類等の取り扱い

提出された企画提案書等の著作権は、それぞれ提案者に帰属するものとし、第三者の著作権の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。

13. その他

(1) 本プロポーザル参加に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 委託者が配布する資料等は本プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。

(3) 本プロポーザルの参加意思表示後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「プロポーザル参加辞退届（様式3）」を提出すること。なお、辞退した者は、これを理由として以後の業務発注等に不利益な扱いを受けるものではない。

(4) 提出期限以降の提出書類の差し換え、訂正及び再提出は、認めないものとする。但し、委託者が必要に応じて追加資料の提出を求める場合がある。

(5) 本プロポーザルにおいて、委託者の要求水準を満たす提案がなかった場合、候補者の選定は行わない。また、参加者が1者の場合であっても、委託者の要求を満たす提案であれば、その者を候補者として選定する。

(6) 契約の相手方として決定した提案書の名称、企画提案書及び審査結果について情報公開をする。なお、所沢市情報公開条例に基づき、すべての提案者の応募書類等の情報公開を行う場合がある。

(7) 本事業の契約が成立するまでの間において、選定された候補者が本要領に示された失格事項に該当することとなった場合は、当該候補者と契約を締結しないものとする。

(8) 本プロポーザルにおいて使用する言語は、「日本語（商標、固有名詞は除く）」、通貨は「円」とする。

(9) この要領に定めるもののほか、本件の契約の内容に関しては、日本国の関係法令及び所沢市の規則等の定めるところによる。

(10) 環境省の補助事業に採択されなかった場合は、事業を実施しないことがある。その場合における契約前に係る事業者側の一切の費用は事業者の負担とする。